
9 電磁波、低周波による被害の未然防止

<個別目標>

予防原則に基づき、住民の命と健康を守るため、電磁波、低周波についての情報収集に努めます。

<現状>

電磁波問題

電磁波とは、電場と磁場がからみあって真空中や空気中を高速で伝わる波のことをいい、その発生源としては私たちが日常使う電化製品や携帯電話、送電線などがあります。

村内には、盛岡市内を避けるかたちで高圧送電線が走っており、特に一本木地区や滝沢ニュータウンの住宅密集地の上空には、154,000Vの高圧線がとっています。

線下の住民からは健康に対する不安や騒音、景観などの面から苦情が寄せられ、住民集會が開かれるなどの行動も起こっています。

今のところ、電力会社からは住民不安を解消するような改善策は示されていません。

また、携帯電話やPHSの爆発的な普及により、村内各所にも中継タワーが次々に建設されています。

携帯電話やPHSによる健康被害については、まだ明らかになっているわけではありませんので今後の研究にゆだねるとしても、例えば、ペースメーカーの利用者に生命の危険が及んだりする事例が報告されていますし、精密機器に重大な影響を与えるおそれがあるとして、飛行機や病院内などでは使用が完全に禁止されています。

低周波問題

低周波とは、人間の耳では聞き取りにくい非常に低い音(100Hz以下の低周波)や、まったく聞こえない空気の振動(20Hz以下の超低周波)のことをいいますが、それが原因で、頭痛、不眠、吐き気、不定愁訴(はっきりした原因がないのに体の不調を訴えること)や建物、家具をガタガタ揺さぶるなどの被害を発生させることが知られています。

発生源としてコンプレッサー、ボイラーなどの大型機械や自動車、電車などの輸送機器、エアコンなどがありますが、この他に列車が高速でトンネルを出入りするときや高速道路の高架橋が振動して発生することもあります。

低周波のやっかいなところは、個人差のあることです。例えば、同じ家屋に住む家族でありながら、一人だけしか被害を感じないといったケースがあるからです。

村でも平成12年に住民の方から苦情を受け付け、対応した事例があります。

その他

平成14年(2002年)10月1日、台風21号の影響で茨城県内の鉄塔が倒壊するという事故があり、電磁波問題に加え新たな住民不安の材料となっています。

<動向>

電磁波問題

私たちの目には見えない電磁波問題は、不安を抱きつつもこれまでは電力会社やメーカー側が主張する安全性を認知するかたちで進んできました。

しかし、平成13年(2001年)10月にWHO(世界保健機関)傘下の国際ガン研究機関(LARC)などで「発ガンの可能性がある」との見解を公表、日本でも平成14年(2002年)8月に国立環境研究所などによる初の全国疫学調査で、電磁波と発症の因果関係は明確ではないとしながらも「子どもの白血病の発症率が2倍以上になる」(日常環境の電磁波の平均値は0.1マイクロテスラ前後ですが、0.4マイクロテスラ以上の環境だと発症率が2倍以上に増える傾向あり)という中間解析の結果が公表されています。また、電磁波によって脳内の松果体にある「メラトニン」というホルモンが失われ、さまざまな障害(睡眠障害など)が引き起こされるという研究結果も発表されています。

ドイツ、イタリア、イギリスなどの欧米諸国では携帯電話に対する疫学的な調査が始まっていますし、わが国でも総務省などが中心となって調査を行っています。

電磁波問題は日本では緒についたところにあります。欧米諸国では「21世紀の公害」といわれるほど関心が高いとされています。

低周波問題

平成12年度(2000年)に全国で45件の低周波による苦情を受け付けています(環境白書)が、その内訳を見ると工場や事業場からのものが21件で、他に原因不明のものも報告されています。

国では、低周波問題の改善を図るため平成12年(2000年)10月に「低周波音の測定方法に関するマニュアル」を策定し、地方自治体に送付しました。

これは、統一的な方法で測定された精度の高いデータを集積することにより、これまでよく分かっていない生活環境での低周波音の実態や低周波音を発生させる機器の状況を把握するなど、低周波音対策の推進に向けての知見を収集するためのものですが、まだ緒についた段階です。なお、環境省の調査で新幹線「のぞみ」が原因と思われる低周波振動が西日本各地で報告されており、東北新幹線盛岡以北の開通に伴って本村でも同様の問題の発生が心配されています。

<村の基本的姿勢>

予防原則に立ち、電磁波、低周波による被害を未然に防ぐように努めます。

<村の取り組み>

- ・電磁波、低周波に関する情報を収集、公表し、住民に対する啓蒙を図ります。
- ・村内における電磁波、低周波被害の情報の収集に努めます。
- ・携帯電話やPHSの中継タワーの設置状況および新設の情報把握に努め、その結果を公表します。
- ・電磁波、低周波を発生させる設備、機器を取扱う事業者に対し、その発生状況、強度、および範囲などの情報開示を求めます。
- ・事業者が設備、機器を新設または増設する場合における事前協議制度の確立を目指します。
- ・近隣騒音の原因にもなっているエアコン、ボイラーなどの管理の徹底を利用者に促します。
- ・相談窓口を開設し、住民不安の解消に努めます。

<住民の取り組み>

- ・携帯電話やPHSから発生する電磁波は、ペースメーカーの利用者の生命に危険がおよぶことがあるので、使用場所に配慮します。また、精密機器に影響があるので、病院や飛行機、電車バスなどの公共交通機関内などでは使用しません。
- ・強い電磁波を出す家電製品（テレビ、パソコン、電子レンジ等）からなるべく距離をとり、長時間使用しないようにします。
- ・家電製品を使用しないときは、主電源を切るか、コンセントから抜くなどして電磁波の発生を抑えるようにします。
- ・低周波による何らかの影響を感じたときは、その状況を記録し村に報告します。

<事業者の取り組み>

- ・製品や設備、施設から発生する電磁波、低周波の人体等への影響を自ら把握し、その情報を一般に公表するよう努めます。
- ・電磁波、低周波の発生を抑えた製品の開発や設備、施設の改善に努めます。
- ・携帯電話やPHSの中継タワーを設置する場合には、シールドを施したり、周辺の土地を十分確保するなどの対策を講じます。
- ・付近住民からの苦情には、誠意を持って対処します。

<進行管理調査指標>

項 目
電磁波、低周波苦情処理件数